

「第23回 大阪市手をつなぐ育成会大会」が  
開催されました

副理事長兼事業統括 上宮 俊一

12月6日、KKRホテル大阪で恒例の23回目となる大阪市手をつなぐ育成会大会が開催されました。



【式典／KKRホテル大阪にて】

最初に、全育連の佐々木会長のほうから、中央情勢についての報告がありました。主な内容として、入所施設からの地域移行、グループホームからの卒業支援（一人暮らし支援）、就労選択支援事業の開始、強度行動障がいの状態にある人の支援強化、入所施設のあり方の検討、年金の判定問題などを取り上げていただきました。当法人も入所施設を抱えている関係で、今後のあり方については注視し、また声をあげていくべき課題だと捉えています。現在の入所施設は、過去と比較すると、プライベートも重視された空間となったため、グループホームとの境界があいまいになり、そこに線引きを行う意味についても問題提起の必要があると思います。入所施設利用者の多数は知的障がいのある方という現状もあり、一定数の人にとって入所施設は必要不可欠であり、本人にとっても居心地のいい環境だと考えています。今後は利用者自らがいろいろな生活の場を選択でき、選択肢の一つに入所施設がある、そのような形が理想ではないでしょうか。

中央情勢報告に続いて、きづがわ共同法律事務所の青木弁護士から『障がいがあっても自分らしい生活を続けるために～成年後見制度の見直しと権利擁護支援のこれから～』というテーマでお話をいただきました。

令和4年に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援策の充実が掲げられています。具体的には、本人の意思尊重を中心とした支援を最優先することで、そのためには、成年後見

人の永続的固定化からの脱却、権利擁護を行う支援者のネットワークの強化、画一的であった代理権・同意権・取消権を柔軟に選択できるようにすることが必要になると考えられています。

青木先生は、とりわけ権利擁護の支援で大切にしたいことを強調され、支援者と本人の意思が緊張関係にあるなかでは、「本人の真の意思を探求する」なかに答えがあると示唆されました。確かに、支援者も家族もそうですが、本人の考えや嗜好を周囲の憶測だけで判断し、ものごとを進めてしまうことは頻繁にあるように思います。私たちは絶えず、本人の意思を再確認する必要があるのではないのでしょうか。本人に代わってものごとを決める代行決定は最終手段という意識が薄らいでいる気がします。

制度改正の方向性については、いままで後見、保佐、補助を3類型あったものが一つになるということや、永続的なものであったものが有期（更新）になることなどが検討されています。実際、私も後見人をしていると、自分の責任の重さ（権限の大きさ）に戸惑うことがあります。今回の改定により、包括的な代理権からオーダーメイド型の代理権に移行することで、法がよりきめ細かに本人を守ってくれるようになると考えています。



【～法人設立30周年を迎えて～座談会】

また、今年は当会が社会福祉法人格となり30周年を迎えたということで、これまで法人活動に尽力いただきました、前理事長の小泉いと子氏、前業務執行理事の角森佐岐子氏、現理事兼福島育成園 通所管理者の長谷弥朋氏から、この30年間を振り返っていただきました。施設建設の際の地域でのコンフリクトや利用者さんとの心温まる話など、私も知らなかった話も多く、大変勉強になりました。

今回ご参加いただきました多くの方々にも改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。